

平成 16 年 6 月 28 日

第 10 期決算公告

東京都千代田区紀尾井町 3 番 3 号
株式会社フージャースコーポレーション
代表取締役 廣岡 哲也

貸借対照表

(平成 16 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,934,920	流動負債	8,544,184
現金及び預金	3,855,287	支払手形	3,435,050
仕掛販売用不動産	6,345,050	買掛金	50,956
未成業務支出金	66,151	一年内返済長期借入金	3,333,000
貯蔵品	12,762	未払金	242,422
前渡金	198,343	未払費用	24,373
前払費用	315,377	未払法人税等	376,106
繰延税金資産	34,220	未払消費税等	6,129
未収入金	1,261	前受金	764,042
短期差入保証金	9,449	預り金	312,091
その他	97,016	新株引受権	12
固定資産	253,267	固定負債	15,043
有形固定資産	22,231	繰延税金負債	15,043
建物	15,680		
車両運搬具	2,843	負債合計	8,559,228
器具及び備品	2,956		
土地	751	(資本の部)	
無形固定資産	4,933	資本金	510,826
借地権	463	資本剰余金	531,286
ソフトウェア	3,923	資本準備金	531,286
電話加入権	546	利益剰余金	1,563,717
投資その他の資産	226,102	利益準備金	2,150
投資有価証券	59,939	任意積立金	500,000
子会社株式	60,000	別途積立金	500,000
長期貸付金	13,448	当期末処分利益	1,061,567
長期前払費用	7,650	株式等評価差額金	23,129
長期差入保証金	54,813	その他有価証券評価差額金	23,129
その他	30,438		
貸倒引当金	188	資本合計	2,628,959
資産合計	11,188,188	負債及び資本合計	11,188,188

注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 平成 15 年 4 月 1 日
至 平成 16 年 3 月 31 日 〕

(単位 : 千円)

		科 目	金 額		
経 常 損 益 の 部	営業 損益 の 部	営 業 収 益			
		売 上 高	13,149,712	13,149,712	
		営 業 費 用			
		売 上 原 価 販売費及び一般管理費	10,357,673 1,316,651	11,674,324	
	営 業 利 益			1,475,388	
	営業外 損益 の 部	営 業 外 収 益			
		受取利息及び配当金		2,218	
		有 価 証 券 利 息		203	
		解 約 金 収 入		14,110	
		紹 介 手 数 料 収 入		6,554	
共 済 契 約 解 約 収 入		3,200			
そ の 他 営 業 外 収 益		2,152	28,439		
営 業 外 費 用					
支 払 利 息		67,634			
新 株 発 行 費		8,663			
支 払 手 数 料		14,324			
公 開 関 連 費 用		15,525			
そ の 他 営 業 外 費 用		6,375	112,523		
経 常 利 益			1,391,303		
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益				
	投資有価証券売却益		63	63	
	特 別 損 失				
	固定資産売却損		55		
固定資産除却損		78	134		
税 引 前 当 期 純 利 益			1,391,232		
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		583,805			
法 人 税 等 調 整 額		18,891	602,696		
当 期 純 利 益			788,536		
前 期 繰 越 利 益			323,430		
中 間 配 当 額			50,400		
当 期 未 処 分 利 益			1,061,567		

注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

注 記 事 項

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券 時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、 売却原価は移動平均法による)
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産、仕掛販売用不動産 及び未成業務支出金	個別法による原価法
貯蔵品	最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	建物(建物付属設備を除く)・・・定額法 その他・・・定率法 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する 方法と同一の基準によっております。
無形固定資産	定額法 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用 可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(4) 繰延資産の処理方法

新株発行費	支出時に全額を費用として処理しております。
-------	-----------------------

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
-------	--

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	金利スワップ取引について特例処理を行っております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段 金利スワップ取引を利用しております。 ヘッジ対象 借入金利息を対象としております。
ヘッジ方針	借入金の支払利息に係る金利変動リスクを回避する 目的で金利スワップを利用しております。
ヘッジの有効性評価の方法	特例処理によっているため、金利スワップについてのヘッジ有効性の評価を省略しております。

(8) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生営業年度の期間費用として処理して
おります。

(9) その他
当期から「商法施行規則の一部を改正する省令(平成 16 年 3 月 30 日 法務省令第
23 号)」による改正後の商法施行規則に基づいて計算書類等を作成しております。

2. 貸借対照表関係

(1) 子会社に対する金銭債務
短期金銭債務 103,147 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,974 千円

(3) 担保に供している資産
仕掛販売用不動産 3,098,223 千円

(4) 貸借対照表に計上した固定資産の他、事務用機器の一部、車両運搬具の一部について
はリース契約により使用しております。

(5) 偶発債務
顧客の金融機関からの借入金に対する保証債務 2,984,600 千円

(追加情報)

係争案件 当社は、当社が販売代理を行った物件の購入者から、物件の売主と
連帯して 67,468 千円及び金利を支払うよう損害賠償請求を平成 14
年 2 月 25 日付で受けておりましたが、平成 15 年 12 月 17 日をもっ
て和解が成立いたしました。これによる和解金の額は 4,800 千円で
あります。

(6) 商法施行規則第 124 条第 3 号の規定により配当が制限される純資産の増加額
23,129 千円

(7) 旧商法第 341 条ノ 8 の規定に基づき発行した新株引受権付社債の新株引受権の内容

第 2 回新株引受権付無担保社債(平成 13 年 6 月 21 日発行)	
発行決議の日	平成 13 年 6 月 18 日(臨時株主総会)
新株引受権の数	72 個(注)1
新株引受権の残高	12 千円
新株引受権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 72 株
新株引受権の行使時の払込金額	16,666 円 70 銭

(注)

- 1 新株引受権 1 個当たりの目的となる株式数は、1 株であります。
- 2 新株引受権付社債は、新株引受権部分を当社の取締役及び従業員に対し支給することを目的として発行したものです。

3. 損益計算書関係

(1) 子会社との取引高	
営業費用	280,421 千円
営業取引以外の取引高	475 千円

(2) 1株当たり当期純利益	30,910 円 87 銭
----------------	---------------

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益(千円)	788,536
普通株式に係る当期純利益(千円)	788,536
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	25,510

4. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
繰延税金資産	未払事業税否認	32,677 千円
	一括償却資産損金算入限度額超過	2,244 千円
	その他	123 千円
		<hr/> 35,045 千円
繰延税金負債	其他有価証券評価差額金	15,868 千円
		<hr/> 15,868 千円
繰延税金資産の純額		<hr/> 19,177 千円
		<hr/>

(注) 「地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第9号)」が平成15年3月31日に、都税条例第33号が平成15年10月14日に公布されたことに伴い、当期の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(平成16年4月1日以降解消が見込まれるもの)に使用した法定実効税率は、前期の40.49%から40.69%に変更しております。なお、これによる影響は軽微であります。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	